

**先着受付順による  
市有財産(土地)の売却について  
(令和6年4月～令和7年2月募集分)  
(申込案内書)**

袋井市 財政部 財政課 資産経営係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL : 0538(44)3102

(袋井市役所本庁舎4階)

## 目 次

先着受付順により売却する市有地一覧	1 P
先着受付順による市有財産（土地）の売却の流れ	2 P
物件調書	3 P
1 申込の手順	5 P
2 現地説明会	7 P
3 買受人の決定・契約の締結	7 P
4 売却金額の支払い	8 P
5 引き渡し・所有権移転登記	8 P
6 その他注意事項	9 P

### 様式

市有財産(土地)売却申込書	10P
土地利用計画書（記入例）	12P
土地利用計画書	13P
暴力団排除に関する誓約書	14P
委任状（記入例）	15P
委任状	16P
土地売買契約書	17P

## 先着受付順による市有財産（土地）の売却について

### 随意契約（先着順）の募集

袋井市では、一般競争入札で落札に至らなかった次の市有財産(土地)を、先着受付順で随意契約により売却します。

購入を希望する方は、事前にこの案内書をご覧ください、手続きの流れや条件等をご確認のうえ申込みをお願いします。

### 先着受付順売却物件一覧

物件番号	所 在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)
1	袋井市岡崎字玄光 5031 番	宅地	269.42	4,150,000

- (1) 先着受付順により買受人を決定しますので、申込み時に受付が終了している場合があります。
- (2) 申込価格（売却希望価格）が予定価格以上でないと申込みできません。
- (3) 各物件の内容については、物件調書を参照してください。
- (4) 物件は現状有姿での引き渡しとなります。物件調書はあくまでも物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みにあたっては、必ず各自で現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。
- (5) 売却に係る情報は、情報公開の対象となりますので、後日情報公開請求に基づき公開した場合は、公開したことを申込者に通知します。

## 先着受付順による市有財産(土地)の売却の流れ

### 1 申込・受付

令和6年4月1日(月)～令和7年2月7日(金) 8時30分～17時15分  
市役所4階財政課資産経営係へ市有財産(土地)売却申込書に必要書類を添え、お申し込みください。

- ※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ※ 買受人が決まり次第、受付を終了します。



### 2 現地説明会

※ 説明会は開催しません。申込者は、必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査確認を行ってください。



### 3 買受人の決定・契約の締結

- ※ 買受人は、先着受付順により審査のうえ決定します。
- ※ 「市有地売却決定通知書」により買受人に決定した旨をお知らせします。
- ※ 買受人には、「市有地売却決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に契約を締結していただく必要があります。
- ※ 契約締結までに、申込金額の1割以上の金額を契約保証金とし、納付する必要があります。
- ※ 契約書締結の際の収入印紙代等の費用は、買受人の負担となります。



### 4 売買代金の支払い

- ※ 契約締結の日から30日以内に売買代金をお支払いいただきます。
- ※ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。
- ※ 売買代金の全額が期日までに納入されない場合には、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。



### 5 引き渡し・所有権移転登記

- ※ 引き渡しは、現状のまま行います。
- ※ 所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。
- ※ 登記の際の登録免許税等の費用は買受人の負担となります。

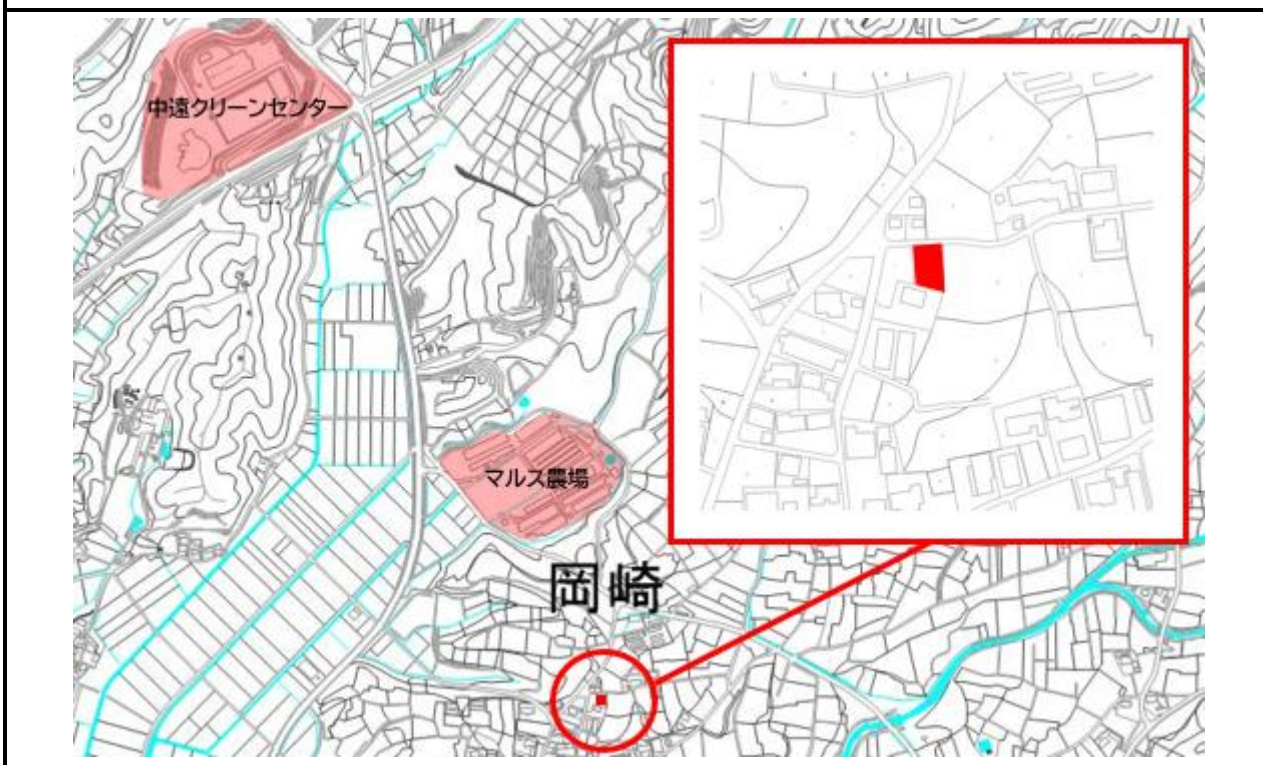
## 物 件 調 書

物 件 番 号	1	予 定 価 格	4, 150, 000 円
------------	---	------------	---------------

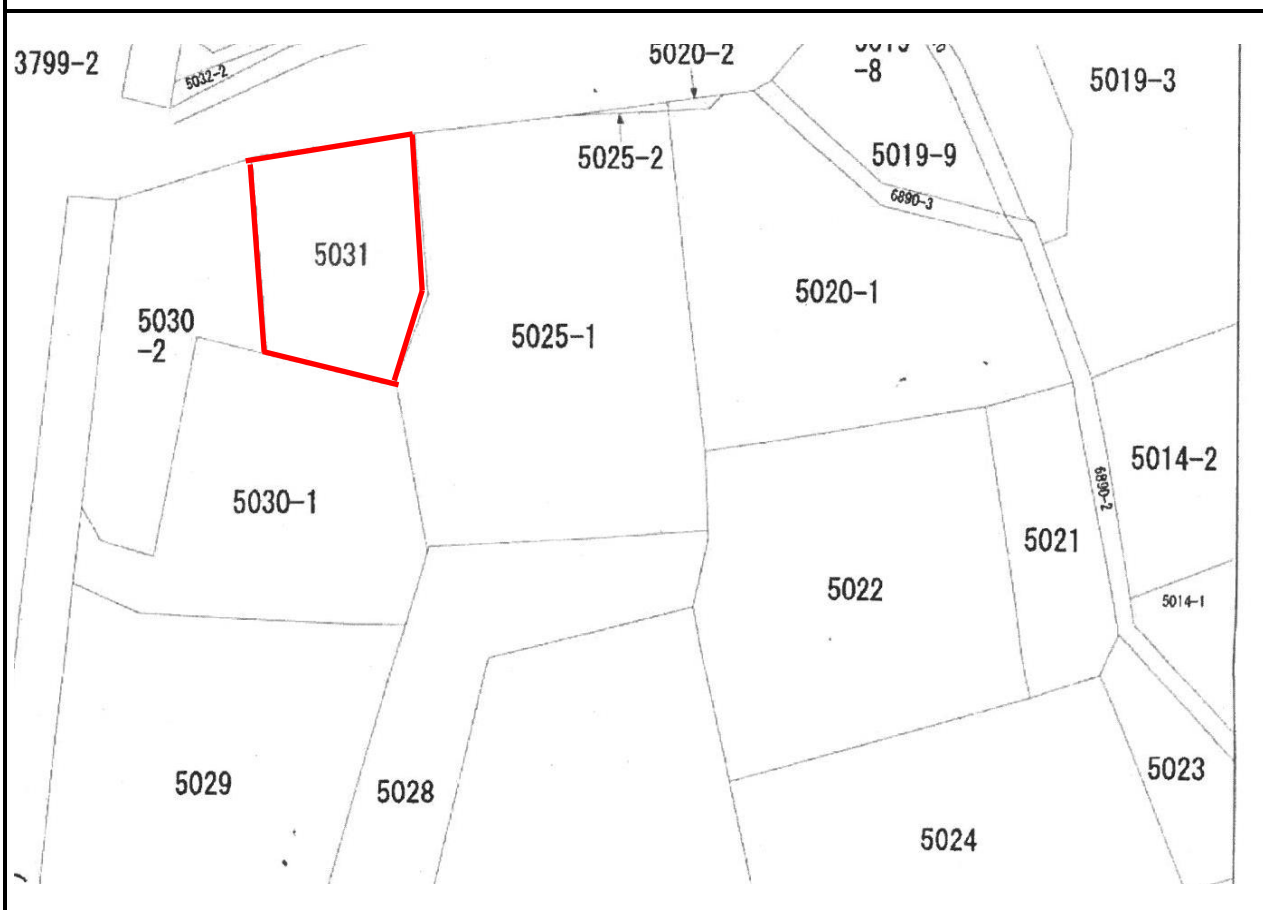
所在地	現況地目	登記地目	実測数量	登記地積	備考
岡崎字玄光5031番	宅地	宅地	269.42	269.42m <sup>2</sup>	形状：別紙のとおり
接面道路の状況	敷地北側 市道 幅員 4.11m				
法令等に基 づく制限	用途地域	無指定区域		斜線制限	有
	指定建ぺい率	60 %		日影制限	有
	指定容積率	200 %			
	その他				
処理供給施 設の状況		利用可能な施設	設置状況等	連絡先	
	電 気	中部電力(株)	無	中部電力パワーグリッド(株) 掛川営業所	
	上水道	市上水道	無	袋井市上下水道課	
	下 水	浄化槽	無	袋井市上下水道課	
	ガ ス	プロパンガス	無		
交通機関	鉄 道	J R 東海道本線 袋井駅まで約 4.3 km			
公共施設等 物件からの 直線距離	袋井市役所	5.3 km	市役所浅羽支所	1.7 km	
	笠原小学校	1.1 km	浅羽中学校	1.6 km	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。</li> <li>・ 本物件の境界確定、地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側のご負担になります。</li> <li>・ 当該物件には、過去に市所有の住宅が建っていました。</li> </ul>				

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者は、現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

### 案 内 図



### 詳 細 図



## 1 申込の手順

### (1) 申込・受付

ア 購入を希望される方は、資格審査のため、申込書のほかに各種証明書類を提出していただく必要があります。

イ 2人以上の連名でも申し込むことができますが、受付後に申込者を変更することはできませんので注意してください。

### (2) 申込資格

原則として個人、法人を問わず、申込みの対象となりますが、次のいずれかに該当する方は申込みできません。

#### 【申込ができない方】

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者

イ 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

エ 市税を滞納している者

オ その他、袋井市が必要と認め付した条件に反する者

### (3) 申込方法

申込書に必要書類を添えて、受付期間内に受付場所に提出してください。

#### 【申込受付期間】

期間：令和6年4月1日(月)～令和7年2月7日(金)

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

時間：午前8時30分～午後5時15分

### 【申込受付場所】

場所：袋井市財政部財政課資産経営係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所本庁舎4階

(電話) 0538-44-3102

### 【提出方法】

申込受付場所へ直接持参（郵送、ファックス、電子メールによる提出は不可）

### 【提出書類】

ア 市有財産（土地）売却申込書

イ 土地利用計画書

ウ 暴力団排除に関する誓約書

エ 住民票（謄本）【個人の場合】

オ 履歴事項全部証明書【法人の場合】

カ 市税完納証明書（住所・所在地の自治体発行のもの）

キ 宅地建物取引業免許を有することが判る書類（分譲販売を目的とする場合）

### 【その他】

受付開始時（午前8時30分）に同一の物件で申込者が複数いた場合は、同着とみなし抽選により申込順位を決定します。

※ 提出書類は、市のホームページ掲載の各様式により作成し、必要事項の記入、押印を確認のうえ、提出してください。

※ 様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

URL 【<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>】

### （4）申込書の記入に当たっての注意事項

ア 申込書には、申込者の住所・氏名（代理人による申込みの場合は、申込者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、印鑑（代理人による申込みの場合は、申込者本人の印鑑及び委任状に押印した代理人使用印）を押印してください。

イ 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

ウ 申込書の申込金額は、算用数字（0，1，2，3，・・・）を使用し、はじめ



の数字の前に「〒」を記入してください。

エ 提出済みの申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

オ 次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

(ア) 申込資格がない者がした申込み

(イ) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした申込み

(ウ) 申込金額を訂正した申込み

(エ) 申込書の申込金額、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者）の確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの

(オ) 申込みに当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者がした申込み

(カ) ファックス、郵送、電子メールによる申込み

(キ) 前各号に掲げるもののほか、「申込案内書」に規定する申込みに関する条項に違反した者がした申込み

## 2 現地説明会

(1) 実施しませんので、申込者は必ず現地や諸規制の状況等を調査確認してください。

(2) 物件は、現状のままで引き渡します。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修、撤去などは行いません。

## 3 買受人の決定・契約の締結

### 【買受人の決定】

受付順に資格審査を行い、買受人を決定します。

### 【契約の締結】

(1) 買受人は、「**買受人決定通知書**」の交付を受けた日から**7日以内に袋井市と土地売買契約書により、売買契約を締結**しなければなりません。

(2) 売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。連名で申し込んだ場合は必ず申込者全員の名義で締結してください。

(3) 買受人が期限までに契約を締結しない場合は、売却決定を無効とします。

(4) **契約を締結する際、売買代金の100分の10以上を契約保証金として納付**していただきます。

(5) 契約を締結するにあたっては、事前に印鑑登録書、住民票の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書）などの証明書類を用意する必要があります。

なお、証明書類については、1ヶ月以内に発行されたものとします。

(6) 売買契約書（袋井市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に必要な費用は、買受人の負担となります。

#### 【契約に付す条件】

買受人は、買い受けた市有財産（土地）を次の各号に掲げる用途に使用することはできません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途

(4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

#### 4 売買代金の支払い

(1) 契約締結時に売買代金分の納入通知書を袋井市が発行します。**契約締結日から30日以内にお支払**をお願いします。

(2) 売買代金の納入が確認できしだい、契約保証金を返還します。

契約締結時に申し出をいただければ、契約保証金は売買代金の一部に充当し残額を支払うことも可能です。

(3) 売買代金が、期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金をお返ししません。

#### 5 引き渡し・所有権移転登記

(1) 物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、引き渡しがあったものとします。

- (2) 引き渡し後、市が所有権移転登記手続きを行います。
- (3) 登録免許税等の登記に要する費用は、買受人の負担となります。
- (4) 買受人は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 連名で売買契約を締結した物件は、連名者全員の名義(共有名義)で所有権移転の登記をします。

## 6 その他注意事項

- (1) 物件は、現状のまま引き渡しますので、現地及び周囲の状況等を必ず事前に確認してください。
- (2) 買受人は、売買契約を締結した後、物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。
- (3) 売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (4) 所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。
- (5) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に確認するようにしてください。
- (6) この案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。

# 市有財産(土地) 売却申込書

令和 年 月 日

袋井市長 様

袋井市が実施する先着受付順による市有財産(土地) の売却について、  
次のとおり申し込みます。

## 1 申込者 〒

住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

ふりがな

代理人

印

注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

注2) 連名による申込の場合は代表者を申請者欄に記入し別葉に申込者全員を記載して本書に添付してください。

## 2 申込物件

物件番号	所在	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	

## 3 申込金額

金額	億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円									

注1) 金額の数字は算用数字を使用すること。金額の頭初に「¥」を記入してください。

注2) 金額の訂正は行わないでください。金額誤りの場合は再度申込書を作成してください。

## 4 添付書類

- ① 土地利用計画書
- ② 暴力団排除に関する誓約書
- ③ 住民票(謄本)【個人の場合】
- ④ 履歴事項全部証明書【法人の場合】
- ⑤ 市税完納証明書(住所地、所在地自治体のもの)
- ⑥ その他必要書類

受付印

● 連名による申込み用

申込者②

〒

住所

---

ふりがな

氏名

㊞

---

電話番号

---

申込者③

〒

住所

---

ふりがな

氏名

㊞

---

電話番号

---

申込者④

〒

住所

---

ふりがな

氏名

㊞

---

電話番号

---

申込者⑤

〒

住所

---

ふりがな

氏名

㊞

---

電話番号

---

土地利用計画書の記入例

土 地 利 用 計 画 書

売却申込者の住所・氏名・電話番号を記入

住 所 (所在地) ○○○○

氏 名 (名称及び代表者名) ○○○○

電 話 ( ) - ○○○○

項 目	内 容			備考
1 買受希望の土地	所在地	袋井市清水町○○番××		
2 土地の種目等	地 目	地 積	m <sup>2</sup>	
3 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 ( )			
4 利 用 計 画	住 宅	本人用・家族用・貸家・その他 ( )		
	事務所	事務内容 (例：建築設計等)		
	店 舗	営業内容 (例：文具等)		
	作業所	作業内容 (例：木工組立て等)		
	その他	用途内容 (例：月極駐車場等)		
5 利用開始時期	令和 年 月 日予定 (指定期日を指す。)			
6 施設等の供する業の性質	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供さない施設です。			
7 公害の処理について	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。			

(注)

- 1 この土地の利用計画書は、市有財産(土地)売却申込書に添付してください。
- 2 この土地の利用計画書は、売買契約時の土地の用途指定事項となりますので、正確に記入してください。
- 3 この土地の利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

# 土 地 利 用 計 画 書

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者名)

電 話 (        )        —

項 目	内 容			備考
1 買受希望の土地	所在地			
2 土地の種目等	地 目	地 積	m <sup>2</sup>	
3 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 (        )			
4 利 用 計 画	住 宅	本人用・家族用・貸家・その他 (        )		
	事務所	事務内容		
	店 舗	営業内容		
	作業所	作業内容		
	その他	用途内容		
5 利用開始時期	令和    年    月    日予定			
6 施設等の供する業の性質	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供さない施設です。			
7 公害の処理について	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。			

(注)

- 1 この土地の利用計画書は、市有財産(土地)売却申込書に添付してください。
- 2 この土地の利用計画書は、売買契約時の土地の用途指定事項となりますので、正確に記入してください。
- 3 この土地の利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

# 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

袋井市長 大場規之 様

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)



私は、下記事項について該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
また、市が暴力団排除に必要な場合には、警察等関係機関に照会することを承諾します。

## 記

- 1 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあつては法人等の役員と同等の責任を有する事務所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 4 1から3に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 5 上記1から4に反する場合の本契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申し立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。



# 委任状

私は、下記財産の買受けについて、  を代理人と定め、  
先着受付順による市有財産（土地）売却に関する一切の権限を委任いたします。

代理人を記入

代理人の使用印を押印

物件番号、売却札対象財産の所在地、地目、面積を記入。

記

物件番号	対象財産	地目	面積 (㎡)
1	袋井市岡崎・・・		

令和 年 月 日

袋井市長 大場規之 様

売却申込者の住所・氏名を記入

住所  
氏名  
(名称及び代表者名)

押印

印

添付印鑑証明と

同一の印

# 委 任 状

私は、下記財産の買受けについて、印 を代理人と定め、  
先着受付順による市有財産（土地）売却に関する一切の権限を委任いたします。

## 記

物件番号	対 象 財 産	地 目	面 積 (㎡)

令和 年 月 日

袋井市長 大 場 規 之 様

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

土 地 売 買 契 約 書

売却人 袋 井 市（以下「甲」という。）と、買受人 **【※ 申込者】**  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により、売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売渡し、  
乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	地 目	地 積
		m <sup>2</sup>

（売買代金の額）

第3条 当該土地の売買代金は、金 **【※ 申込金額】** 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの  
契約保証金 **【※申込金額の1割以上の額】** 円を乙に返還しなければならない。

ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契  
約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代  
金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、  
甲が発行する納入通知書によりこの契約を締結した日から 30 日以内に、甲が指定す  
る金融機関に納付しなければならない。

ただし、乙が甲の指定する期日までに売買代金を納付できない特別の理由があり、  
甲がやむを得ないと認めた場合は、その期日を必要な期間延長することができる。

2 乙が前項の売買代金を甲の指定する期日まで納付しなかったときは、その納期限  
の翌日から納付した日まで、年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を  
遅延利息として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 当該土地の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(特則)

第7条 乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、調査を実施し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(公租公課等の負担責任)

第8条 所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された当該土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除等)

第10条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、契約違反者がその相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 13 条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、法令の定めるところによるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1  
袋井市長 大場規之 印

(乙)

印